



厚労省通知より

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

※令和2年4月10日厚労省保険局医療課事務連絡より抜粋、一部改変。詳細は当該通知を参照。

※令和2年2月28日厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(および令和2年3月19日厚労省事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」(いずれも、慢性疾患等の定期受診患者への電話再診によるFAX処方等については)は廃止され、本事務連絡に代えられた。

(1) 電話や情報通信機器を用いた初診の実施

電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が医師の責任の下で医学的に可能と判断した範囲で、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えない。ただし、麻薬および向精神薬の処方をしてはならない。

診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワークまたは健康診断の結果等(以下、「診療録等」)により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行う。

診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬および向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品(いわゆる「ハイリスク薬」)として、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の処方をしてはならない。

(2) 電話や情報通信機器を用いた初診の留意点

①条件および留意点

電話や情報通信機器を用いた初診を実施する場合は、以下ア～ウに掲げる条件を満たした上で行う。

ア 初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していな

い症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、その説明内容について診療録に記載する。説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」Vの1.(1)に定める説明や同意に関する内容を参照。

イ 医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行するまたは、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介する。

ウ 電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合は、資格確認等について以下の措置を講じる。

・視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、患者については被保険者証により受給資格を、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を、互いに行う。

・電話を用いて診療を行う場合は、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行う。

・電話を用いて診療を行う場合であって、上記に示す方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで差し支えない。

②その他

患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

(3) 2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合

①既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について、電話や情報通信機器を用いた診療により、当該患者に対して、これまで処方されていた医薬品を処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えない。

また、当該患者の当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をして差し支えない。ただし、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす必要がある。

ア 既に当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っている場合、オンライン診療を行う前に作成していた診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記するとともに、当該診療計画の変更について患者の同意を得ておく。

イ これまで当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っていない場合、電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について患者に説明し、同意を得ておく。また、その説明内容について診療録に記載する。

②電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者に対して、2度目以降の診療も電話や情報通信機器を用いて行う場合については、上記(1)の記載に沿って実施する。なお、上記(1)による診療は、問診および視診に限定されたものであることから、その際に作成した診療録は、上記(1)に記載した「過去の診療録」には該当しない。

(4) 処方箋の取扱い

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供および指導(服薬指導等)を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局に

ファクシミリ等により処方箋情報を送付する。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載する。医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付する。

上記(1)の診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記する。なお、院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととして差し支えない。その具体的な実施方法については、下記〈薬剤の発送等〉に準じて行う。

〈薬剤の配送等〉

調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持(温度管理を含む)や、確実な授与等がなされる方法(書留郵便等)で患者へ渡す。薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する。

また、品質の保持(温度管理を含む)に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者またはその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。

患者が支払う配送料および薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

(5) 実施状況の報告について

上記(1)および(3)②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別添1(医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票)の様式により、所在地の都道府県に毎月報告を行う。

(6) オンライン診療を実施するための研修受講の猶予

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に鑑み、本事務連絡による時限的・特例的な取扱いが継続している間は、厚生労働省が定める研修を受講していない医師が、オンライン診療および本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えない。

なお、感染が収束して本事務連絡が廃止された場合は、指針に定めるとおり、研修を受講した医師でなければオンライン診療を実施できないことに留意する。



厚労省通知より

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」

※令和2年4月10日厚労省政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡より抜粋・一部改変。詳細は当該通知を参照。

※令和2年3月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その7)」(慢性疾患等の定期受診患者への電話再診による医学管理等)の問1および問2は廃止され、本事務連絡に代えられた。

1. 電話や情報通信機器を用いた初診の算定

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時限的・特例的な対応として、上記の(1)に規定する初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、初診料の注2(214点)を算定する。その際、医薬品の処方を行い、またはファクシミリ等で処方箋

情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、または薬剤料を算定することができる。

ただし、既に保険医療機関において診療を継続中の患者が、他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、電話等再診料を算定する。

2. 慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療および処方を行う場合の算定

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療および処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等(特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料および生活習慣病管理料)を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、特定疾患療養管理料の2(147点)を月1回に限り算定できる。